

岩見沢市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和5年2月27日 月曜日 午後2時50分から
午後3時45分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 2階会議室

3. 出席委員

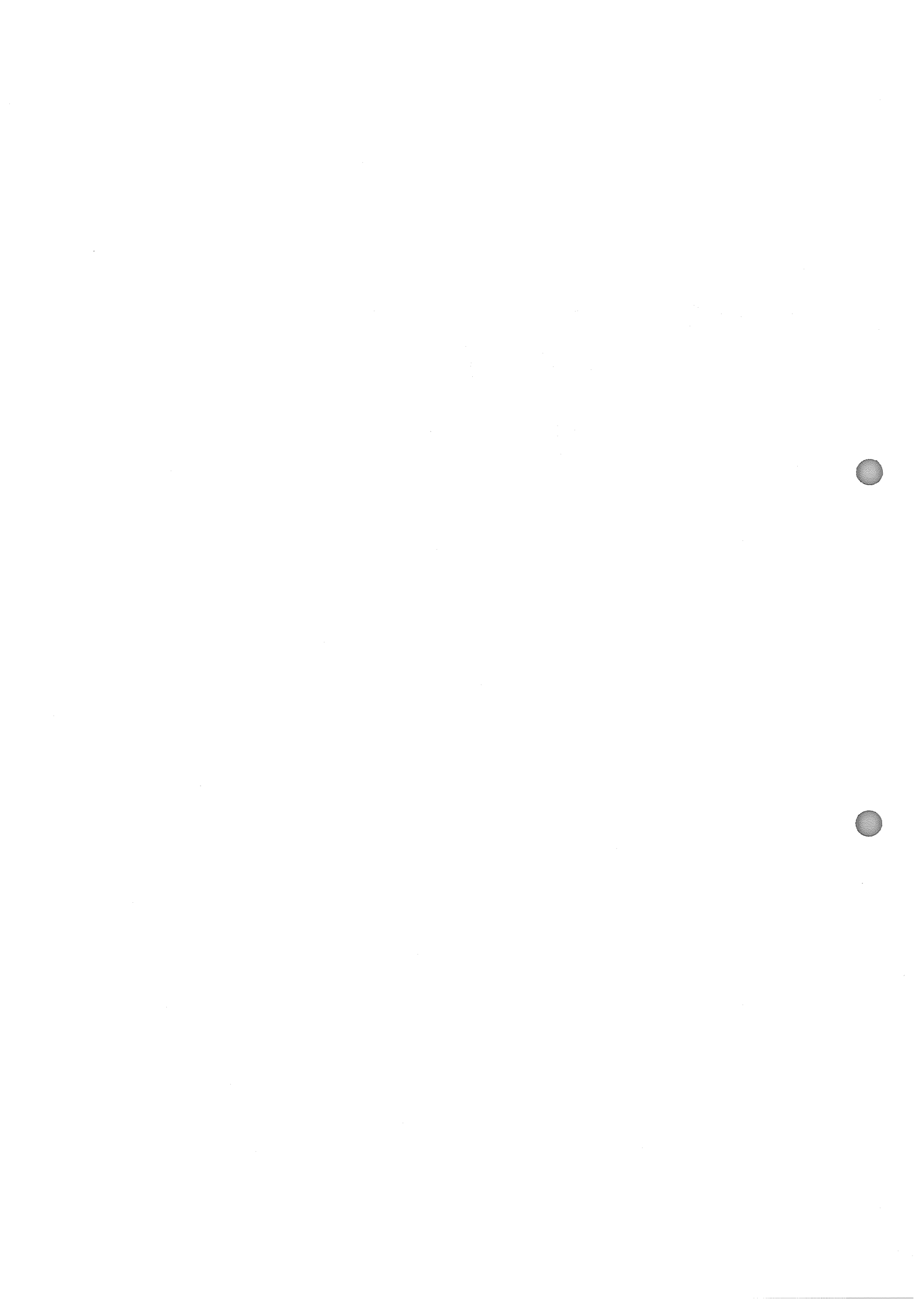
| | | |
|-----|-----------|-----------|
| 委 員 | 杉 村 幸 治 | (議席 1 番) |
| 委 員 | 黒 田 芳 明 | (議席 2 番) |
| 委 員 | 宮 崎 裕 治 | (議席 3 番) |
| 委 員 | 引 頭 一 宏 | (議席 4 番) |
| 委 員 | 高 田 勝 彦 | (議席 5 番) |
| 委 員 | 坂 口 信 幸 | (議席 6 番) |
| 委 員 | 日 笠 和 良 | (議席 7 番) |
| 委 員 | 岩 瀬 孝 雄 | (議席 8 番) |
| 委 員 | 倉 田 真 二 | (議席 9 番) |
| 委 員 | 米内山 裕 子 | (議席 10 番) |
| 委 員 | 宇 井 正 明 | (議席 11 番) |
| 委 員 | 山 田 辰 弘 | (議席 12 番) |
| 委 員 | 尾 田 憲 朗 | (議席 13 番) |
| 委 員 | 西 村 昭 寿 | (議席 14 番) |
| 委 員 | 西谷内 智 治 | (議席 15 番) |
| 委 員 | 戸 田 憲 一 郎 | (議席 16 番) |
| 委 員 | 長 森 睦 | (議席 17 番) |
| 委 員 | 久 保 智 則 | (議席 18 番) |
| 委 員 | 伊 藤 俊 春 | (議席 19 番) |
| 委 員 | 渡 辺 亮 二 | (議席 20 番) |
| 委 員 | 長 井 孝 之 | (議席 21 番) |
| 委 員 | 池 田 明 博 | (議席 22 番) |
| 委 員 | 柿 崎 壽 恵 子 | (議席 23 番) |
| 委 員 | 坂 野 博 之 | (議席 24 番) |
| 委 員 | 井 川 和 也 | (議席 25 番) |
| 委 員 | 馬 場 広 之 | (議席 26 番) |
| 委 員 | 志賀野 敏 | (議席 27 番) |
| 委 員 | 中 林 強 | (議席 28 番) |
| 委 員 | 川 北 敏 充 | (議席 29 番) |
| 委 員 | 小 倉 和 敏 | (議席 30 番) |



| | | |
|----|-------|---------|
| 委員 | 近田昌枝 | (議席31番) |
| 委員 | 干場克二 | (議席32番) |
| 委員 | 吉成朗 | (議席33番) |
| 委員 | 森一男 | (議席34番) |
| 委員 | 佐々木利夫 | (議席35番) |
| 委員 | 山谷康雄 | (議席36番) |

4. 事務局出席

| | |
|--------------|------|
| 事務局長 | 土井盛慈 |
| 事務局主幹 | 内山充人 |
| 農地係長 | 森田佳章 |
| 振興係主任 | 船戸崇之 |
| 農業振興センター担当主査 | 山田勝彦 |



佐々木代理
議 長

只今より、令和5年岩見沢市農業委員会第2回総会を、開催いたします。
日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号3番宮崎委員、4番引頭委員に
お願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議
案4件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

2月3日、空知農業委員会連合会役員会がありました。令和4年の決算見込みと令
和5年の予算について報告がありました。

2月7日、岩見沢市農村政治力結集連絡協議会役員会がありました。道知事選挙に
おいては現職を応援しようという方針が決まり、道議、市議については推薦見送りと
いう形になりました。

2月8日、畑地化支援に係る打ち合わせということで、農協、改良区、農業委員会、
再生協と打ち合わせを行いました。詳細については後程報告したいと思います。

2月20日、同じく畑地化支援に係る打ち合わせということで、私と佐々木代理、
中林農地委員長、西谷内副委員長と協議を致しました。今後の農地価格についての考
え方について、農地委員会に係る打ち合わせを行いました。

今日から、岩見沢市議会第1回定例会議が始まっております。

以上で動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積
計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局主幹。

事務局主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の
告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議を
いただき、集積計画を作成することをご承認をいただきました。

議案4 ページ別紙1の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合理化
事業による一時貸付で、賃貸借74番外7件の賃借権の設定です。

次に、5ページ別紙2上段の表に記載の所有権関係は、北海道農業公社の農地保有
合理化事業による買い取りで、所有権109番外2件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借77番外1件の
賃借権の設定です。

次に、6ページ別紙3の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権108番外2
件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第9号で令和5年1月31日に告示したことをご報告いた
します。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案7ページ、報告第3号 現況証明書の交付について、ご説明いたします。
今回の願い出件数は岩見沢地区1件です。

総会議案8ページ、整理番号1番です。申請地は、宅地として利用しているとの内
容で、調査しましたところ、申請地は昭和47年12月18日、木造2階建て居宅が

内山主幹
議 長
内山主幹

議 長

森田係長
議 長
森田係長

建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。なお、申請地は昭和47年11月24日、農地法第5条転用許可済みであることを確認しております。

議長

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入ります。

日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案11ページ、整理番号3番について説明を求めます。

山田主査
議長
山田主査

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

それでは、総会議案10ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、先に整理番号3番についてその内容を説明いたします。

議案11ページ、整理番号3番については、他の農業者に売却することから解約するもので、2月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

この案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくお願い申し上げますよう、お願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

それでは、残りの案件について説明をお願いいたします。

山田主査
議長
山田主査

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

それでは、残りの案件についてご説明いたします。

議案同ページ、整理番号1番については、他の農業者に一部を貸し付け、一部を売却することから解約するもので、2月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

議案同ページ、整理番号2番については、他の農業者に売却することから解約するもので、2月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

議案12ページ、整理番号4番については、他の農業者に売却することから解約するもので、2月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

議案同ページ、整理番号5番については、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、2月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくお願い申し上げますよう、お願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸主任

議長、振興係主任。

議 長
船戸主任

振興係主任。

それでは、総会議案13ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案14ページ、別紙1の整理番号1番から5番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。

それでは、総会議案16ページ、整理番号2番について説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案15ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は3件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が1件、賃借権の設定が2件でございます。

まず、総会議案16ページ、整理番号2番についてその内容をご説明いたします。貸主は、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、XXXXXXXXXXです。なお、申請地は2月10日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで、XXXXXXXXXXの議事参与の制限を解除します。

それでは、残りの案件について説明をお願いいたします。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、残りの案件についてご説明いたします。

議 長

総会議案同ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、高齢となり耕作困難なことから、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、XXXXXXXXXXです。なお、申請地は2月10日に中林委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

森田係長
議 長
森田係長

次に、総会議案同ページ、整理番号3番の貸主は、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、農地法3条3項の規定に基づき、農地所有適格法人以外の法人が、貸主と解除条件付の契約書を取り交わすことを条件として申請地を有償で借り受け、農業を開始するものです。価格は、XXXXXXXXXXです。なお、申請地は2月10日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

黒田委員長

最初に第1地区の説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案18ページ、賃貸借84番の貸主は、他の職業に従事しており、高齢で後継者もなく遠隔地に居住し耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案19ページから21ページ、賃貸借85番から87番の貸主は、耕作が不便な農地を貸し付け、作業の効率化を図るもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案22ページ、賃貸借88番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案23ページ、賃貸借89番の貸主は、農地を貸し付け、規模縮小により経営の安定を図るもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案24ページ、賃貸借90番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案25ページから27ページ、所有権114番から116番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

黒田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。

馬場委員長

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案28ページ、賃貸借91番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案29ページ、賃貸借92番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受け、経営の安定を図るものです。

次に、議案30ページ、賃貸借93番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案31ページ、所有権117番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により

経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
馬場常任委員長は自席にお戻りください。

中林委員長 次に第3地区の説明をお願いいたします。中林常任委員長。
第3地区常任委員会より、ご説明いたします。議案32ページ、所有権118番の
譲渡人は、耕作が困難なため農地を譲り渡し、規模縮小により経営の安定を図るもの
で、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案33ページから34ページ、所有権119番の譲渡人は、高齢で後継者
もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受
けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
中林常任委員長は自席にお戻りください。

西谷内委員長 次に第4地区の説明をお願いいたします。西谷内常任委員長。
第4地区常任委員会より、ご説明いたします。議案35ページ、賃貸借94番の貸
主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地
を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案36ページから37ページ、所有権120番から121番は、農地保有
合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社へ
の農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定した
ものでございます。

次に、議案38ページ、所有権122番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困
難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営
の安定を図るものです。

次に、議案39ページ、使用貸借7番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難な
ため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営
の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
西谷内常任委員長は自席にお戻りください。

次に第5地区ですが、ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。

それでは、総会議案43ページ、所有権126番について説明をお願いいたします。
志賀野常任委員長。

志賀野委員長 第5地区常任委員会より、所有権126番について、先にご説明いたします。
議案43ページ、所有権126番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難な
ため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定
を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、 の議事参与の制限を解除します。次に の議事参与を制限します。

それでは、総会議案44ページ、所有権127番について説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

志賀野委員長

次に、所有権127番について、ご説明いたします。

議案44ページ、所有権127番の譲渡人は、隣接農家に貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、 の議事参与の制限を解除します。

それでは、第5地区の残りの案件について説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

志賀野委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案40ページから42ページ、所有権123番から125番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案45ページから46ページ、所有権128番から129番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案47ページから48ページ、所有権130番から131番の譲渡人は、隣接する農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、農作業の効率化により経営の安定を図るものです。なお、単価につきましては、北村遊水地事業区域内の農地価格等についての申し合わせ事項により、地区常任委員会で査定したものでございます。補足して説明いたします。

次に、議案49ページ、所有権132番の譲渡人は、隣接する農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、農作業の効率化により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。志賀野常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

干場委員長

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案50ページ、賃貸借95番の貸主は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案51ページ、賃貸借96番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案52ページから54ページ、所有権133番から135番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定した

ものでございます。

次に、議案55ページ、所有権136番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
干場常任委員長は自席にお戻りください。

宇井委員長

次に第7地区の説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案56ページ、賃貸借97番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案57ページから58ページ、賃貸借98番から99番の貸主は、体調不良により耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地等を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案59ページから60ページ、賃貸借100番から101番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案61ページ、賃貸借102番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案62ページ、所有権137番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案63ページ、所有権138番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案64ページ、所有権139番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案65ページ、所有権140番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、新たに農地を譲り受けて、農業の経営を開始するものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
宇井常任委員長は自席にお戻りください。

土井局長

次に、その他ですが、事務局より報告があります。

私の方から1点ご報告いたします。先日、書面会議により開催されました総務委員会において、令和5年度岩見沢市農業委員会の総会開催日程等の年間計画が協議され、本日机上配布しております年間計画のとおり開催することで、協議が整いましたのでご報告いたします。

開始時間においては、原則15時開始としておりますが、例年同様、作柄状況調査や親和会行事により、開始時間が前後している月もありますのでご注意願います。な

お、新型コロナウイルスの感染状況等により、各行事が中止と判断された場合は、通常の開始時刻15時に変更します。その際は、決定しだい皆様にご案内いたします。

会場においては、市役所4階委員会室を基本に開催いたしますが、今日のように議会関連の会議等が入った場合は、別会場で開催いたします。

また、令和5年度は改選の年となることから、新しいメンバーで初めてとなる7月総会は、市長が招集し、その総会にて会長、会長職務代理、所属常任委員会等が決定されますので、総会における案件等の提出、特に、公社事業関係、地目変更などの現地調査が必要な案件は、6月の調査日までに整理いただきますようお願いいたします。

なお、7月総会の開催日程等は、市長の動向の関係から、現時点での「予定」ということでご了承願います。以上でございます。

内山主幹

それでは、お手元に配布してございます令和4年分の岩見沢市賃借料情報についてご説明いたします。賃借料情報につきましては、農地の賃貸の目安となるように各地域の実勢の賃借料の情報を提供するものでございます。

単価については、令和4年1月から12月までの1年間のデータを集計したもので、特殊な要因により著しく低額あるいは高額な事例や公社事業による、一時貸付の案件を除外し、地域別にそれぞれ田・畑の部、平均、最高、最低の額とデータ数を前年の情報と同様にまとめております。

集計結果について、田の部では、主に旧栗沢の未整備地域で単価の増加がみられますが、岩見沢市全体の平均では、昨年が10,100円のところ、今回の集計では11,100円で、9.9%の増となりました。畑の部につきましては、全ての地域において、単価が増加しており、岩見沢市全体の平均では、昨年が4,500円のところ、今回の集計では、4,700円で、4.4%の増となりました。

賃借料情報の周知方法につきましては、昨年同様、4月1日付けで岩見沢市のホームページに掲載するとともに、いわみざわ、みねのぶ、両農協のご協力を得て組合だよりに折り込んで農業者の皆様にご周知を予定しております。以上、公表前につき取り扱いにご注意のうえ、農地賃貸借の参考資料としてご活用いただきますようお願いいたします。主な理由といたしましては、賃貸借期間満了により、前回(5年前、10年前)と同じ単価で再設定するケースや、隣接して条件が同じであるため、田と同じ単価で畑の単価を設定または、その逆のケースなど、様々な要因によって平均価格に影響しているもの、また、一部の地域や地区の実情に応じて価格の増減に反映されているものもあるかと思われまます。

なお、それぞれの地域別の地目区分において、1年間のデータの平均に対し、一定の基準を超える増減が認められる場合は、基準外として除外しております。標準小作料制度は、平成21年の農地法改正に伴い廃止されましたが、改正農地法の定めにより、農業委員会が農地の賃貸借の動向、その他の情報の提供を行うこととされていることから、賃借料情報として提供しております。

議長

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月3月の総会ですが、3月30日(木)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。